

# 自己株式に関する考察①

～自己株式の計算上の処理～

On Treasury Stock: Its Problematical Accounting Rules

新井 龍

桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程

(2013 年 9 月 27 日 受理)

## 一. はじめに

株式会社においては、従来から自己株式の取得および保有は原則として禁止されていた。自己株式の取得は、資本の払戻と考えられ、自己株式の取得および保有に関して、①取得目的の規制、②取得手続の規制、③取得方法の規制、④取得財源の規制、⑤取得数量の規制、⑥保有期間の制限、の 6 つの規制があった。一方で、会社の計算上の取り扱いは資産扱いであった。

そして、平成 13 年の商法改正は、①、⑤および⑥の規制を撤廃し、②、③および④の規制については統一を行なった<sup>1)</sup>。この改正により、自己株式の取得はもはや資本の払戻ではなく、原則自由になり、会社が自己株式をそのまま保有する形、いわゆる金庫株が解禁となった。金庫株が認められたからには、自己株式の資産性が認められたかに見えたが、その一方で計算上の取り扱いは資本扱いに変わった。

このような、複雑な現象が起きていることに興味を持った<sup>2)</sup>。

そこで、自己株式が会社の計算上どのように処理されているのかを理解し、それをふまえて自己株式の取得および保有する自己株式の法的地位を検討し、自己株式についての法

的取り扱いと計算上の取り扱いとの間に生じている複雑な現象を解明したい。

## 二. 自己株式の取得の意義

自己株式の取得とは、会社が自己の発行済株式を取得することである。この場合、株主との合意による取得と特殊な自己株式取得事由に基づく取得の 2 通りがある。

株主との合意による取得は弊害を生ずるおそれのある行為である。その行為の弊害とは、①資本金・準備金を財源とする取得は、株主への出資払戻と同様の結果を生じ会社債権者の利益を害する、②株主への分配可能額を財源とする取得でも、流通性の低い株式を一部の株主のみから取得すると株主相互間の投下資本回収の機会の不平等を生じさせ、また取得価額いかんによっても残存株主との間の不平等を生じさせる、③反対派株主から株式を取得することにより取締役が自己の会社支配を維持する等、経営を歪める手段に利用される、④相場操縦（金融商品取引法 159 条）、インサイダー取引（同 166 条）などに利用される等である。とくに閉鎖会社の場合には、買い受けた自己株式を事後に処分する機会を容易に見出し難いことから、会社債権者を害する危険性が高い。

一方、特殊な自己株式取得事由に基づく取得には、会社は、①法令・定款の定めに基づく株主の請求による場合（155条2号・4号・7号・13号、会社法施行規則27条5号）、②法令・定款の定めにより強制取得等をする場合（155条1号・5号・6号・8号・9号）、③合併の消滅会社が保有する存続会社株式を存続会社として承継する等組織再編行為により取得する場合（155条10号～13号、会社法施行規則27条6号・7号）、④他の会社の株式等を有するときに当該他の会社が組織再編行為等を行なう際に交付を受ける形で取得する場合（155条13号、会社法施行規則27条3号・4号）がある。

かつて、会社が自己株式を取得することは、会社財産の健全性を害し、会社が投機をなす弊害が認められるため、これを禁止する事が要請されるだけでなく、そもそも、自己株式を会社が取得したとき、株式は混同により消滅し（民法520条）、会社が同時に自らの構成員となりえないことは当然の事理であるとされ、昭和13年改正前商法151条1項は、「會社ハ自己ノ株式ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ス」と全面的に自己株式の取得と質受を禁止していた<sup>3)</sup>。

しかし、会社が自己的発行済株式を取得することに関するたびたび制度の改正が行なわれてきたところである<sup>4)</sup>。

そして、平成13年改正により自己株式の取得は原則自由になり、定時総会の決議があれば目的にしばられずに自己株式の取得ができることになった（旧商法210条1項）。

では、平成17年に新設された会社法でもこの自己株式の取得自由の原則は引き継がれているのだろうか。会社法155条では自己株式が取得できる場合を限定列挙しているため、自己株式の取得は原則自由ではないようにも見える。しかし、155条3号から156条1項を見ると平成17年改正前の条文と内容はほぼ変わらず、株式会社と株主との合意による自己株式の取得であれば株主総会の決議があればできるので、平成17年改正後も自己

株式取得は原則自由であると考える。

### 三. 自己株式の計算上の処理

#### 1 総論

会社が取得し保有する自己株式を会社の計算上どのように取り扱うべきかについては、従来から商法学の立場と会計学の立場との間で争いがある<sup>5)</sup>。すなわち、自己株式の計算上の処理に関する商法学者の考え方は、自己株式の有価証券としての側面のみを抽象的に見るだけでよいとし、その結果、有価証券の一般原則に従えばよいという結論になる（資産説）。これに対し、会計学者の考え方は、自己株式の実体である会社対株主の実質的関係を重視してその資産性を否定し、その取得は、取得の財源に関わらず、資本の払戻つまり実質上の減資であり、その売却は資本の増加であるから、その取引は資本取引として会計処理すべきであるとしている（資本控除説）。

#### （一）資産説

自己株式の有価証券としての面を強調してその資産性を認め、その取引も通常の流動資産の取引として会計処理すれば足りるとしている。

#### （二）資本控除説

債権者ないし一般投資家保護の観点からは自己株式の資産性の否定に傾き、自己株式の実体は、会社の経理との関連においては、自己株式が再び売却されるまでは取得財源に関わらず実質上は株金の払戻に外ならない。したがって、会社が保有する自己株式を一般的の有価証券と同じように流動資産として取り扱うことはその実態を正確に表さない点で会社経理上不健全であり、投資家をも惑わすことになるものであり、自己株式の会計上の問題については、資本取引として会計処理すべきであるという結論になる。

## 2 平成 13 年改正前の自己株式の計算上の処理

### (一) 評価方法

商法上自己株式は資産たる有価証券であり、他社株式を保有する場合と同様に解されるから、その評価は、株式等の評価に関する旧商法 285 条ノ 6 の規定に従うこととなる。すなわち、取引所の相場のある株式の場合は、原則としてその取得価額を付するが、時価がそれより低いときは時価を付することも許される。しかし、時価が取得価額より著しく低いときは時価で記載しなければならない（旧商法 285 条ノ 6 第 1 項・2 項・旧商法 285 条ノ 2 第 1 項・2 項）。取引所の相場のない株式については、事実上、処分さるべき確実な価額を限度として記載すべきこととなる（旧商法 285 条ノ 6 第 3 項）。

自己株式を貸借対照表に計上する場合、資産説は上記のように取得価額で記載することとするが、一方、資本控除説は自己株式の額面額で記載する方法をとる。

### (二) 貸借対照表上の表示

自己株式は貸借対照表の流動資産の部に他の株式と区別して記載しなければならない（会社計算規則 12 条 1 項、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 18 条 1 項）。これは、自己株式を換価価値ある有価証券として流動資産としつつその特異性を考慮したものであるが<sup>9)</sup>、これによれば自己株式の会計処理は原価法つまり取得価額で貸借対照表に記載しなければならない<sup>10)</sup>。

これに対し、昭和 38 年の企業会計原則修正前は、注解 6 において資本剰余金が例示され「自己株式の処分等の資本取引によって生ずる剰余金」が記載されていたことから、資本控除説および「商法と会計原則との調整に関する意見書第 11」<sup>11)</sup>は、自己株式の資産性を否定し、自己株式の本質は資本に対する評価勘定で後日処理されるまでの仮勘定にすぎないのであるから、資本の部の控除形式で表

示すべきであるとしていた。もっとも①法定資本金から控除する方法をとるか、②利益剰余金から控除する方法をとるか、③資本金と剰余金との合計額つまり資本勘定から控除する方法をとるかが争われていた。これは、自己株式の会計処理の方法と密接な関係がある。この場合、一般には、会計処理方法としては額面法が資本構成の変化を明白にするという点で支持されているが、自己株式取引を資本取引とする立場を貫けば、原価法または払込価額法をとる方が理論としては一貫している<sup>9)</sup>。しかし、①は法律上資本減少が生じないこと、②は利益剰余金からの取得を法定する制度の下で合理性をもつこと、③は財源のいかんを問わない法制の下で合理性を有することと関連してそれぞれ問題があると指摘されている<sup>10)</sup>。なお、資産説と資本控除説とを折衷して、株式の消却と株式買取請求のときは資本の部から控除、合併・営業譲渡および会社の権利の実行のときは資産の部に計上の形式をとるべきであると解する説もある<sup>11)</sup>。いずれにせよ、昭和 38 年の修正企業会計原則は、「自己株式の処分等の資本取引によって生ずる剰余金」の字句を削除しており、当時の企業会計原則には、自己株式に関する規定は存在しない。「(一) 評価方法」で述べたような当時の商法の立場からは、自己株式は貸借対照表の流動資産の部にその資産としての特異性を示して区分すれば足りる（会社計算規則 12 条 1 項、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 18 条 1 項）。自己株式は、例外的場合に一時的保有が認められているにすぎず、重要性からみて資本から控除する必要もなく、流動資産の部に計上しても大きな弊害はない。また、自己株式を代物弁済として受ける場合、株主から贈与を受ける場合、そして、合併・営業譲渡により取得する場合には、取得した自己株式の資産性は明らかであり、さらに法律的には、株主権が休止しているのであって消滅しているものではないと説明される<sup>12)</sup>。

### (三) 損益計算書、営業報告書、附属明細書

自己株式の取得価額と売価価額との差額である売買損益は、通常の流動性有価証券の売買損益と同様に処理され、損益計算書の営業外損益を構成する<sup>13)</sup>。営業報告書には、自己株式は開示されない<sup>14)</sup>。大・中会社の附属明細書には、担保として取得した自己株式が記載されるのみで(会社計算規則48条1項1号)、自己株式の取得は記載を要求されていない。自己株式の取得は例外的にしか許容されず、かつ、相当の期間内に処分しなければならないからである。

### 3 平成13年改正後の自己株式の計算上の処理

従来、会社が保有する自己株式は貸借対照表の資産の部に計上されるなど、一般的に資産性が認められていたのに対し、平成13年商法改正においては、自己の株式を資産の部に計上することを前提としていた旧商法290条1項5号及び293条ノ5第3項4号規定を削除した。その結果、自己株式は貸借対照表の資産の部に計上されることは明らかになつたが、その会計処理をどうするかについては、なんら規定がなく、「公正ナル会計慣行」(旧商法32条2項)に委ねられることとなつた。そこで自己株式の会計処理については、資産性が認められなくなった以上は、次のような会計処理方法が考えられる。まず自己株式の買受価額を資本から控除することには異論がない<sup>15)</sup>。これについて平成14年2月21日において、会計基準設定主体である企業会計基準委員会が、企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準(自己株式等会計基準)」および企業会計基準適用指針2号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針(適用指針2号)」も公表したため、これが商法上の会計処理に対しても大きな影響を与えることとなつた。その結果として計算書類規則の内容が改正され、商法施行規則に取り込まれるとともに、財務諸表等規則も同様に改正さ

れた。この「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準(自己株式等会計基準)」の内容のうち「自己株式の会計処理及び表示」については次の基準が定められた。すなわち取得した自己株式は、取得原価をもって資本の部から控除し(企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準(自己株式等会計基準)」19項)、期末に保有する自己株式は、資本の部の末尾に自己株式として一括して控除する形で表示する(同20項)。また自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上する(同21項)等である。そのほか自己株式を消却した場合、減額する資本項目(その他資本剰余金、当期末処分利益)およびその他資本剰余金を減額するときの内訳(資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益)については、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従い、消却手続が完了したときに会計処理する(同25項)。さらに当期末処分利益により自己株式を消却する場合は、損益計算書において当期純利益等の次に自己株式消却額等の科目をもって表示し未処分利益の減額項目とする(同26項)。そのほか自己株式の処分および消却時の帳簿価額は、株式の種類ごとに、会社に定めた計算方法に従って算定し(同27項)、自己株式の取得、処分および消却に関する付随費用は、損益計算書の営業外費用に計上する(同28項)等である。この結果、従来の計算書類規則を吸収して、平成14年4月1日から施行された商法施行規則では、平成13年10月の改正で削除された22条の2(自己株式等の会計処理)に関する規定が復活し、52条として「子会社の株式又は持分は、他の株式又は持分と区別して投資等の部に記載し、又は記録しなければならない。ただし、その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。」とした。このように自己株式の会計処理については、企業会計基準委員会の公表する会計基準が商法上も事実上の基準となった。

### 4 考察

会社による自己株式の取得は財産の取得と考へるか、資本の払戻と考へるか。

確かに、株式が財産的価値を有していることから、会社が自己株式を取得したとしてもそれを他の誰かに売ることで会社が利益を得られる可能性もある。このことに重点を置くことで自己株式は資産としてみることができ、実際に平成13年商法改正までは自己株式は資産たる有価証券として扱われ、計算上も資産として扱われていた。

一方、商法は、平成13年改正前は、自己株式の取得および保有を原則禁止としていたが、改正後は、自己株式の取得および保有を原則自由とした。さらに、商法は、自己株式取得の計算上の扱いを、資本の控除項目として記載させるようになった。これは、自己株式の取得は資本取引であって、会社資本がそれだけ旧株主に払い戻され、資本を減少させているのだから、資本の部の控除の形式で表示するべきという立場に立ったものであると考えられる。そこで、自己株式の取得は実質資本の払戻であると計算上は表示されているにもかかわらず、自己株式を資産とみて期限、数量に関係なく会社が保有できるという矛盾が生じているように見える。

そもそも自己株式の取得は、株主の自益権を侵害しているものであり到底許されるものではない。それに加え、自己株式を会社が取得するというのは、会社に対する自益権、共益権をその会社が取得するという混同（民520条）であるためその権利は消滅するものである。しかし、混同による消滅をまぬがれるという例外を認めた結果、原則禁止であった自己株式取得は例外、例外の繰り返しで原則自由になってしまったものであると考える。なぜ自己株式の取得が原則禁止だったのかを考えると、それは、自己株式の取得が資本の払戻以外の何ものでもないからという単純なものだったと考える。

よって、自己株式の取得は資本の払戻であり、株式会社の本質を考えるとこれを禁止するべきである。

資産説の立場からは、自己株式が資本の控除項目として記載されるようになったにも関わらず、自己株式の資産性を主張し、「資産性の意味が会計上と私法上とでは違うのだという考え方でいけばそこは分けられるわけです。」<sup>16)</sup>と説明する。しかし、この考え方では会社の財産と会計帳簿上に表れる数字が一致しなくてもよいということになってしまう。

会計帳簿は、会社の財産が今どのように形成されているかを表すものである。例えば、会社の活動で得た資産と会計帳簿の数字が一致しなければ、活動で得た資産価値はどちらが正しいのか分からなくなってしまう。そのような、混乱しか生まれないのであればもはや会計帳簿など必要ないだろう。

#### 四．むすびにかえて

平成13年改正前の商法においては、自己株式の取得および保有は原則禁止であり、例外的に自己株式の取得を認めていた。しかし、改正により自己株式の取得および保有は原則自由になった。平成17年改正で成立した会社法でもこの原則は引き継がれていると考える。

一見、これは資産説の考え方を採用したものにも見える。しかし、資産説の立場に立つと自己株式取得に財源規制がかけられていること（461条・464条）に矛盾が生じてしまう。なぜなら、自己株式がただの換価価値がある財産の一種にすぎなければ、財源規制をかける理由がないからである。それでは、平成13年改正によって自己株式の取得および保有が原則自由になったのにも関わらず、なぜ財源規制が存在するのであろうか。それは、自己株式取得の「自由」の意味が自己株式取得の「目的」の制限をなくし、特殊な目的がなくても自己株式の取得ができるようになつただけのことであると考える（旧商法210条）。換価価値がある財産の一種として自己株式の取得自体が全て自由であれば財源規制の必要もなく、自己株式が買い放題になっているべきである。そのようになっていないのは、や

はり自己株式の取得自体が全て自由になったわけではないからである。

一方、資本控除説の立場に立って考えると、自己株式の取得は資本の払戻だと考えることになる。自己株式の取得が、資本の払戻であるならば、本来であれば資本維持の原則に反することになり、認められないはずである。

しかし、現在の会社法のもとでは自己株式取得の対価として会社が株主に交付する金銭等が分配可能額の範囲内に限定されていることで（461条2項）資本を減らさずに自己株式を取得することが可能である。

そもそも、自己株式の取得を資本の払戻だと考えると、自己株式の取得が認められるのは、株式消却の場合か会社合併の時のみとなる。しかし、資本を減少させることなく自己株式を取得するのであれば、資本維持の原則に反しない。

このようにして自己株式の取得を認めることにより、次は、取得した自己株式の法的地位がどのようなものなのかが問題となる。

自己株式の取得について資本控除説から考えると、取得した自己株式は消却されることになるから自己株式の法的地位は問題にならないはずである。しかし、上記でみたように、資本を減らさずに、つまり、株式消却を目的としないで自己株式を取得することが可能であるから、消却されない自己株式の法的地位が問題となる。これについては、自分に対する権利を自分自身で取得することにより、その権利は混同で消滅する（民法520条）、自益権も共益権も消滅すると考える。

現在の会社法における自己株式に関する制度については以上のように考えるが、しかし、ここで一つ問題が残る、そもそも株式会社は、少しずつたくさんの人から出資してもらい会社財産を形成し、会社の活動で利益をあげ、あげた利益を株主に配当するという会社である。それなのに、平成13年改正以前に認められていた自己株式取得が認められる特殊な事由があるわけでもないのに、自己株式を取得することは、特定の株主に配当以外

の利益供与をすることになり株主平等の原則に反すると考える。そして、その時に他の株主全員が株式の買取を請求してきた場合は、到底分配可能額だけでは払いきれないという問題がある。さらには、分配可能額の範囲内で株主全員の株式を取得できたとしたら、発行済株式全てが自己株式となり、株主権を行使できる株主がいなくなってしまう。

このような問題がある以上、原則自己株式の取得を認めるべきではないと考える。

自己株式に関する計算上の処理についての考察をふまえて、自己株式の取得と自己株式が取得されて会社がそれを保有している場合の自己株式の法的地位について引き続き考察していきたい。さらには、商法、証券取引法、税法のそれぞれの法の中で自己株式が会計上どのように取り扱われるのかを比較検討し、より一層、自己株式に関する知識を深めていきたい。

### 【注】

- 1) 岸田雅雄「金庫株の解禁－自己株式取得規制の見直し－」判例タイムズ1093号30頁（2002）参照
- 2) 本考察は平成24年度の修士号取得時の修士論文において考察したものと、口頭審査での指摘をふまえて修正したものである。
- 3) なお、同条2項は、「株式ハ資本減少ノ規定ニ從フニ非サレハ之ヲ消却スルコトヲ得ス但定款ノ定ムル所ニ從ヒ株主ニ配當スヘキ利益ヲ以テスルハ此限ニ在ラス」と規定していた。平成6年改正商法は、これを商法212条において規定している。
- 4) 今まで商法改正が行なわれてきたが、自己株式に関する商法改正がなされたのは、昭和13年、昭和25年、昭和56年、平成6年、平成9年、平成13年、平成15年、平成17年である。
- 5) 蓮井良憲「自己株式の取得・質受」上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版 注釈会社法』(3)

- 株式(1)』(有斐閣 1990) 255 頁参照
- 6) 浅地芳年・大迫勝・松土陽太郎『財務諸表規則逐条詳解』(中央経済社 1984) 135 頁参照
- 7) 蓮井 前掲 5) 256 頁では、税法上は、自己株式の表示方法について特別の規定はなく、他の有価証券と同様に取り扱われるものとしている。なお、海野晋吉「自己株式の税務問題」税経通信 11巻 8号 73 頁(1955) 参照
- 8) 昭和 26 年 9 月 28 日
- 9) 矢沢惇『企業会計法の理論』(有斐閣 1981) 363 頁
- 10) 矢沢惇『企業法の諸問題』(商事法務研究会 1981) 208 頁
- 11) 蓮井 前掲 5) 257 頁参照
- 12) 河村博文「自己株式の法律上の地位と計算上の処理」『商法の争点(第 2 版)』(有斐閣 1983) 81 頁
- 13) 昭和 52 年 5 月 16 日付の「株式制度に関する改正試案」(法務省民事局参事官室) 第 3・3[注 3]では、自己株式の売買の損益は、損益計算書の特別損益の部に別項を設けて計上する等、経常損益とは区別すべきことを提案していたが、昭和 56 年改正商法では明文化されなかった。
- 14) 同上試案第 3・3[注 1]では、営業報告書における自己株式の開示は、取得事由別に株式数を記載すべき旨を提案していたが、昭和 56 年改正商法では明文化されなかった。
- 15) 「神田秀樹参考人意見」第 151 回国会参議院法務委員会(平成 13 年 6 月 21 日)
- 16) 江頭憲治郎・神作裕之・藤田友敬・武井一浩『改正会社法セミナー 株式編』(有斐閣 2005) 107 頁